

青 畜 第 3 8 7 号
令和 7 年 9 月 1 1 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

このことについて、令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号で農林水産省消費・安全局長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員等に対して、周知をお願いします。

記

1 通知の内容

昨年シーズン、家きん農場においては、これまでで最も早い 10 月 17 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、本年 2 月 1 日までに 14 道県 51 事例が確認され、うち 32 事例は、1 月 2 日から 2 月 1 日までにかけて確認された愛知県（13 事例）、岩手県（4 事例）及び千葉県（15 事例）の家きん農場集中地域における連続発生によるものであった。また、全 51 事例のうち 9 事例が過去に発生した農場での再発、17 事例が 20 万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が見られた。

このような状況を受け、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、農林水産省では、本年 4 月に「鳥インフルエンザ対策パッケージ」を発表し、本パッケージに基づき、取組を進めているところ。

「2024 年～2025 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の中で、衛生管理区域立入り時の手指消毒又は専用手袋着用、衣服・長靴の交換、家きん舎の壁面破損の修繕、家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等の衛生対策に関し不備が認められ、これらが感染リスクになった可能性を指摘。また、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場も認められ、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等を介した家きん舎への本病ウイルスの侵入の可能性について指摘。

近年、世界的に本病の流行が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の

飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底すること。

また、各都道府県においては、疫学調査報告書の内容も踏まえ、関係部局、市町村、関係団体等との連携し、発生予防及びまん延防止対策に万全を期すこと。

2 重点対策期間の設定

本県の過去発生時期を踏まえ、本年11月から翌年4月までを重点対策期間として設定することとし、衣服・長靴の交換等の病原体侵入防止対策の徹底を図ること（特に、過去県内で発生があった11月から12月及び3月から4月は重点的に）。

担当：青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ 齋藤 TEL 017-734-9498 FAX 017-734-8144 Mail kachiku_eisei@pref.aomori.lg.jp
